

札幌市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第84号）新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類） 第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）省令第33条第1項第1号に規定する図書を添える場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証（同法第18条第1項に規定する建築物にあっては、<u>同条第16項</u>に規定する検査済証）の写しを添えること。 （2）（省略） 2・3 （省略）	（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類） 第4条 （現行のとおり） （1）省令第33条第1項第1号に規定する図書を添える場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証（同法第18条第1項に規定する建築物にあっては、<u>同条第22項</u>に規定する検査済証）の写しを添えること。 （2）（現行のとおり） 2・3 （現行のとおり）	地方分権関係 改正法による 基準法の改正 に伴う規定整備